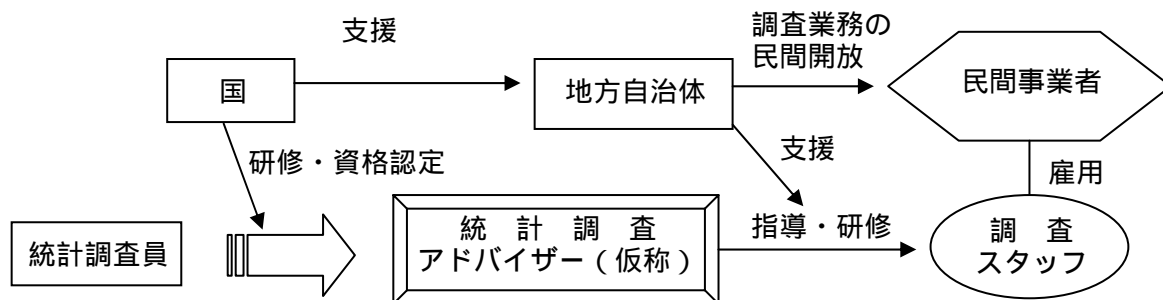


統計調査の民間開放推進のための統計調査員の有効活用について

平成 19 年 7 月 4 日
福 井 県

- ・ 統計調査の民間開放を実施する際には、受託した民間事業者が地域において優秀な調査スタッフを十分に確保することが精度を維持する上で必要
- ・ 民間事業者が自ら統計調査員を要請することには、コストがかかり民間開放推進の阻害要因となる
- ・ そのため、経験豊富な統計調査員を民間事業者の「統計調査アドバイザー（仮称）」とするための研修を行い、認定制度を創設するなどして統計調査員の経験、ノウハウを積極的に民間事業者へ移転することが必要
- ・ 併せて、円滑かつ正確な制度の実施に当たり、十分な財政措置を講じること

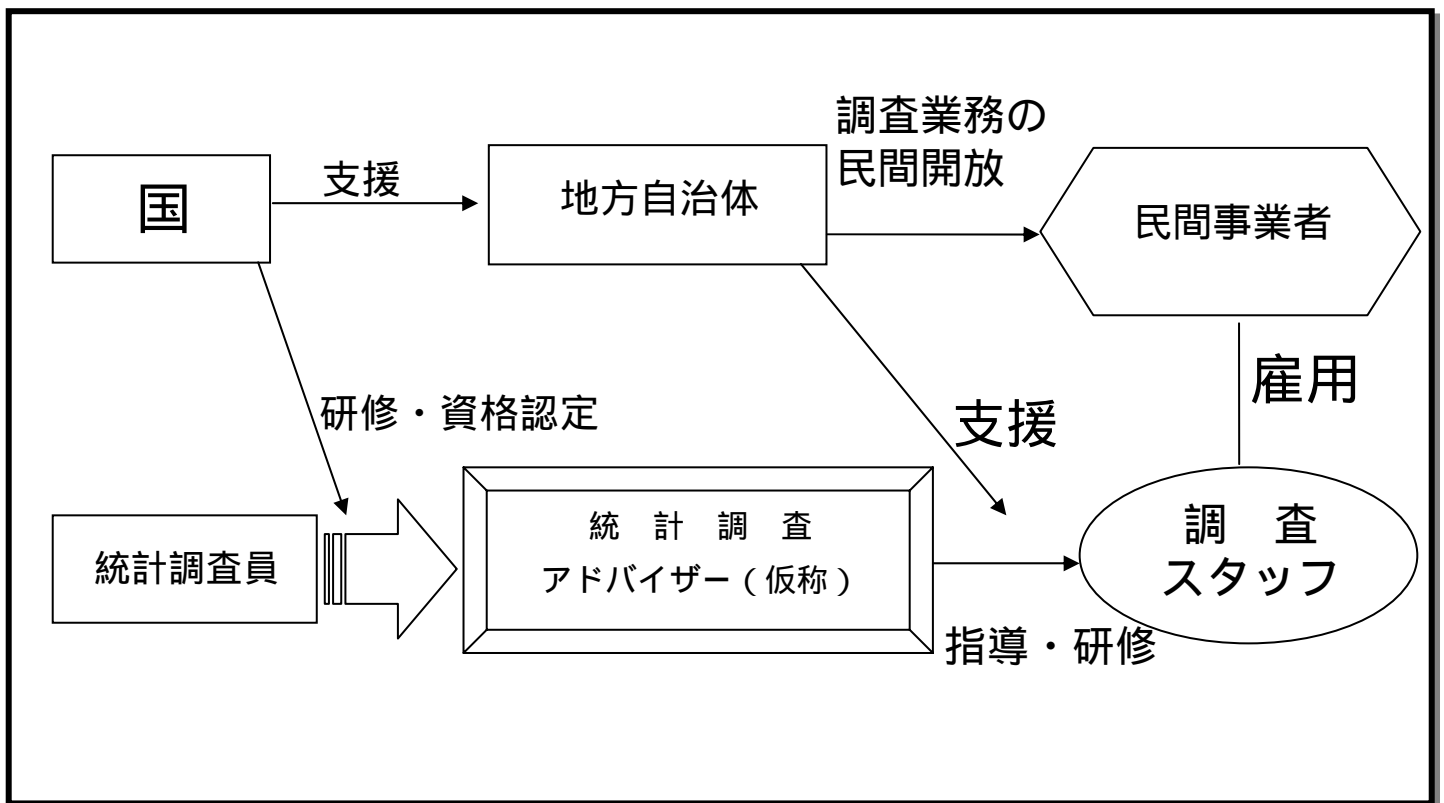
（統計調査の民間開放に向けた統計調査員活用イメージ図）



本県独自の取組み

- ・ 県レベルの完全失業率等を把握するため、国の労働力調査の上乗せ調査として「労働状況調査」を実施。平成 16 年度においては、民間事業者に実査業務を委託して実施【16 年度～18 年度】
- ・ 市町において統計調査の民間開放を実施するためには、知事の権限となっている統計調査員の設置等に関する事務を市町長に移譲する必要があるが、そのための条例改正を全国で唯一実施【19 年度】

(統計調査の民間開放に向けた統計調査員活用イメージ図)



〔統計調査の民間開放推進のための統計調査員の有効活用について〕

統計調査の民間開放成功の鍵は、統計調査員の習熟度

- ・ 18年度「個人企業経済調査」の経験

民間事業者が自ら統計調査員を養成することには、コストがかかり民間開放推進の阻害要因となる

- ・ 16年度福井県労働状況調査の経験

そのため、経験豊富な統計調査員を民間事業者の「統計調査アドバイザー（仮称）」とするための研修を行い、認定制度を創設するなどして統計調査員の経験、ノウハウを積極的に民間事業者へ移転することが必要

適切な官民競争が行われ、民間事業者が育つためには、期間を区切った財政措置が不可欠

- ・ 16年度「福井県労働状況調査」と17年度「労働力調査」の比較